



# 宮 崎 県 公 報

令和5年3月31日(金曜日)号外 第22号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 4

頁

- 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 17
- 宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 17
- 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 20

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第23号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
大阪事務 所長	[略]	東京事務 所長	<u>1 職員宿舍の貸付けに関すること。</u>
[略]		大阪事務 所長	[略]
[略]		[略]	
県税・総 務事務所 長	1～3 [略] 4 <u>宮崎県企業立地促進要綱(平成19年7月1日 定め)に基づく企業立地促進補助金の交付の申 請の受理及び審査に関すること(日南県税・総 務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税 ・総務事務所に限る。)</u>	県税・総 務事務所 長	1～3 [略]  <u>4～6 [略]</u>
西臼杵支 庁長	1～13 [略] 13の2 <u>宮崎県企業立地促進要綱に基づく企業立 地促進補助金の交付の申請の受理及び審査に関 すること。</u>	西臼杵支 庁長	1～13 [略]  14～67 [略]
[略]		[略]	
保健所長	1～31 [略] 32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号)による 次の事務 (1) 第12条第1項(同条第8項において準用 する場合を含む。)の規定による届出の受理 に関すること。	保健所長	1～31 [略] 32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号)による 次の事務 (1) 第12条第1項(同条第10項において準用 する場合を含む。)の規定による届出の受理 に関すること。

<p>(2) <u>第12条第6項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(3)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>第16条の3第5項</u>（<u>第23条、第44条の7第9項、第45条第3項及び第49条</u>において準用する場合を含む。）の規定による通知に関すること。</p> <p>(17) <u>第16条の3第6項</u>（<u>第23条、第44条の7第9項、第45条第3項及び第49条</u>において準用する場合を含む。）の規定による書面の交付に関すること。</p> <p>(18)～(44) [略]</p> <p>(45) <u>第26条の3第1項</u>の規定による提出の命令に関すること。</p> <p>(46) <u>第26条の3第3項</u>の規定による収去に関すること。</p> <p>(47)～(65) [略]</p> <p>(66)～(73) [略]</p> <p>(74) <u>第44条の7第1項</u>の規定による勧告に関すること。</p> <p>(75) <u>第44条の7第3項</u>の規定による検体の採取に関すること。</p> <p>(76)～(91) [略]</p> <p>(92)・(93) [略]</p> <p>(94) <u>第7条第1項</u>の規定により政令で定めるところにより準用する(1)、(3)、(4)、(6)から(65)まで及び(70)から(73)までに規定する事務に関すること。</p> <p>(95) <u>第44条の4第1項</u>の規定により適用する(51)、(52)及び(57)から(65)までに規定する事務に関すること。</p> <p>33～70 [略]</p>	<p>(2) <u>第12条第8項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(3)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>第16条の3第5項</u>（<u>第23条、第44条の11第9項、第45条第3項及び第49条</u>において準用する場合を含む。）の規定による通知に関すること。</p> <p>(17) <u>第16条の3第6項</u>（<u>第23条、第44条の11第9項、第45条第3項及び第49条</u>において準用する場合を含む。）の規定による書面の交付に関すること。</p> <p>(18)～(44) [略]</p> <p>(45) <u>第26条の3第1項</u>（<u>第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項</u>において準用する場合を含む。）の規定による提出の命令に関すること。</p> <p>(46) <u>第26条の3第3項</u>（<u>第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項</u>において準用する場合を含む。）の規定による収去に関すること。</p> <p>(47)～(65) [略]</p> <p>(66) <u>第37条第4項</u>の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(67)～(74) [略]</p> <p>(75) <u>第44条の3の2第3項</u>の規定による検体又は病原体の受理に関すること。</p> <p>(76) <u>第44条の3の3</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(77) <u>第44条の11第1項</u>の規定による勧告に関すること。</p> <p>(78) <u>第44条の11第3項</u>の規定による検体の採取に関すること。</p> <p>(79)～(94) [略]</p> <p>(95) <u>第50条の3第3項</u>の規定による検体又は病原体の受理に関すること。</p> <p>(96) <u>第50条の4</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(97)・(98) [略]</p> <p>(99) <u>第44条の4第1項</u>の規定により適用する(51)、(52)及び(57)から(65)までに規定する事務に関すること。</p> <p>(100) <u>第44条の9第1項</u>の規定により政令で定めるところにより準用する(1)から(4)まで、(6)から(65)まで及び(70)から(74)までに規定する事務に関すること。</p> <p>33～70 [略]</p>
<p>[略]</p> <p>農業大学 校長</p> <p>1 <u>使用料及び手数料徴収条例第5条</u>の規定による農業大学校使用料の減免（農業大学校使用料免除取扱要領（平成8年8月8日定め）に基づくものに限る。）に関すること。</p> <p>2 <u>宮崎県農業科学公園管理規則</u>（平成9年宮崎県規則第48号）による次の事務</p> <p>(1) <u>第2条第2項</u>の規定による開園時間の変</p>	<p>[略]</p> <p>畜産試験 場長</p> <p>1 <u>共同研究に伴う事務</u>に関すること。</p>

	<p>更に関すること。</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による休園日に関すること。</p> <p>(3) 第4条の規定による利用許可に関すること。</p> <p>(4) 第6条の規定による変更の許可に関すること。</p> <p>(5) 第7条の規定による利用許可の取消しに関すること。</p> <p>(6) 第8条の規定による入園の制限に関すること。</p> <p>3 農業大学校の授業料及び入学料の徴収に関する規則(平成19年宮崎県規則第18号)による次の事務</p> <p>(1) 第4条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第7条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第8条の規定による届出の受理に関すること。</p>		
[略]	[略]	[略]	[略]
畜産試験場長	<p>1 共同研究に伴う事務に関すること。</p>	農業大学校長	<p>1 使用料及び手数料徴収条例第5条の規定による農業大学校使用料の減免(農業大学校使用料免除取扱要領(平成8年8月8日定め)に基づくものに限る。)に関すること。</p> <p>2 宮崎県農業科学公園管理規則(平成9年宮崎県規則第48号)による次の事務</p> <p>(1) 第2条第2項の規定による開園時間の変更に関すること。</p> <p>(2) 第3条第2項の規定による休園日に関すること。</p> <p>(3) 第4条の規定による利用許可に関すること。</p> <p>(4) 第6条の規定による変更の許可に関すること。</p> <p>(5) 第7条の規定による利用許可の取消しに関すること。</p> <p>(6) 第8条の規定による入園の制限に関すること。</p> <p>3 農業大学校の授業料及び入学料の徴収に関する規則(平成19年宮崎県規則第18号)による次の事務</p> <p>(1) 第4条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第7条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第8条の規定による届出の受理に関すること。</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)		付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)	
1～3 [略]	4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月1日定め)に基づく補助金のうち、スマート農業による働き方改革産地実証事業、スマート農業等生産団地創出支援	1～3 [略]	4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱(平成10年4月1日定め)に基づく補助金のうち、スマート農業等生産団地創出支援事業、土地利用型農業産地再編・強化対策事業

<p>事業、需要に応える宮崎米生産体制整備事業、土地利用型農業産地再編・強化対策事業、稲作経営基盤強化対策事業、<u>需要に対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業</u>、かんしょ・さといも病害対策強化事業、持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、木質バイオマス利用効率化支援事業、<u>耕種版インテグレーション加速化事業</u>、<u>伸ばせ「みやざきの花」産地拡大支援事業</u>、魅力ある「みやざきの花」流通・販売力向上事業、<u>新たな需要に対応する農産物生産体制確立事業</u>、次世代果樹ブランド産地育成支援事業、ブランド果樹産地リノベーション推進事業及びみやざきの優良種苗供給体制構築事業に係る補助金</p> <p>5～30 [略]</p>	<p>、稲作経営基盤強化対策事業、かんしょ・さといも病害対策強化事業、<u>サツマイモ基腐病対策強化事業</u>、持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業、<u>耕種版インテグレーション加速化事業</u>、魅力ある「みやざきの花」流通・販売力向上事業、<u>未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業</u>、<u>ブランド果樹産地リノベーション推進事業</u>及びみやざきの優良種苗供給体制構築事業に係る補助金</p> <p>5～30 [略]</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第24号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 分掌事務</p> <p>第1款 <u>総合政策部各課の分掌事務（第7条－第9条の9）</u></p> <p>第2款～第9款 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節～第36節 [略]</p> <p>第37節 <u>農業大学校（第199条－第202条の2）</u></p> <p>第38節 <u>病虫害防除・肥料検査センター（第203条・第204条）</u></p> <p>第39節 <u>水産試験場（第205条－第208条）</u></p> <p>第40節 <u>高等水産研修所（第209条－第211条）</u></p> <p>第41節 <u>家畜保健衛生所（第212条－第215条）</u></p> <p>第42節 <u>畜産試験場（第216条－第220条）</u></p> <p>第43節～第52節 [略]</p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（局及び課の設置）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 分掌事務</p> <p>第1款 <u>総合政策部各課の分掌事務（第7条－第9条の10）</u></p> <p>第2款～第9款 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節～第36節 [略]</p> <p>第37節 <u>病虫害防除・肥料検査センター（第199条・第200条）</u></p> <p>第38節 <u>畜産試験場（第201条－第205条）</u></p> <p>第39節 <u>家畜保健衛生所（第206条－第209条）</u></p> <p>第40節 <u>農業大学校（第210条－第214条）</u></p> <p>第41節 <u>水産試験場（第215条－第219条）</u></p> <p>第42節 <u>高等水産研修所（第220条－第222条）</u></p> <p>第43節～第52節 [略]</p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（局及び課の設置）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>局</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td></td> <td>総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 デジタル推進課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和対策課 国スポ・障スポ準備課</td> </tr> </tbody> </table>	部	局	課	総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 デジタル推進課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和対策課 国スポ・障スポ準備課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>局</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td></td> <td>総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 デジタル推進課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和対策課 国スポ・障スポ準備課 <u>競</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	局	課	総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 デジタル推進課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和対策課 国スポ・障スポ準備課 <u>競</u>
部	局	課											
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 デジタル推進課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和対策課 国スポ・障スポ準備課											
部	局	課											
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 デジタル推進課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和対策課 国スポ・障スポ準備課 <u>競</u>											

[略]		
商工観光労働部	[略]	
	観光経済交流局	観光推進課 オールみやざき営業課
農政水産部		農政企画課 農業流通ブランド課 農業普及技術課 農業担い手対策課 農産園芸課 農村計画課 農村整備課 水産政策課 漁業管理課
	畜産新生推進局	畜産振興課 家畜防疫対策課
[略]		
環境森林部、農政水産部及び県土整備部共管		工事検査課

(課内室の設置)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
[略]	
農政企画課	[略]
農村計画課	畑かん営農推進室
[略]	

(国スポ・障スポ準備課)

第9条の9 [略]

第2款 総務部各課の分掌事務

(オールみやざき営業課)

第44条の3 オールみやざき営業課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) [略]

(11) [略]

(12) 他課の主管に属さない国際化、国際交流及び国際協力に関すること。

(農政企画課)

第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 中山間地域の農業振興対策に関すること。

(5)～(10) [略]

2 中山間農業振興室においては、前項第4号及び第5号に掲げる事務を分掌する。

(農業担い手対策課)

		技力向上推進課
[略]		
商工観光労働部	[略]	
	観光経済交流局	観光推進課 国際・経済交流課
農政水産部		農政企画課 農業流通ブランド課 農業普及技術課 農産園芸課
	畜産局	畜産振興課 家畜防疫対策課
	農村振興局	農村計画課 農村整備課 担い手農地対策課
	水産局	水産政策課 漁業管理課
[略]		
環境森林部、農政水産部及び県土整備部共管		工事検査課(農政水産部においては、農村振興局に置く。)

(課内室の設置)

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
[略]	
農政企画課	[略]
[略]	

(国スポ・障スポ準備課)

第9条の9 [略]

(競技力向上推進課)

第9条の10 競技力向上推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関すること。

第2款 総務部各課の分掌事務

(国際・経済交流課)

第44条の3 国際・経済交流課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) [略]

(11) 国際的人道支援に係る総合調整に関すること。

(12) [略]

(13) 他課の主管に属さない国際化、国際交流、国際協力及び国際的人道支援に関すること。

(農政企画課)

第45条 農政企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 中山間地域の農業振興対策に関すること (他課の主管に属するものを除く。)。

(5) 日本型直接支払制度に関すること (他課の主管に属するものを除く。)。

(6)～(11) [略]

2 中山間農業振興室においては、前項第4号から第6号までに掲げる事務を分掌する。

第47条の2 農業担い手対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農地の利用集積に関すること。
- (2) 農業会議及び農業委員会に関すること。
- (3) 農業経営構造対策に関すること。
- (4) 農業の担い手に関すること。
- (5) 農村の女性及び高齢者に関すること。
- (6) 新規就農者の確保及び育成に関すること。
- (7) 農業法人の育成及び他産業からの農業参入に関すること。
- (8) 農業人材確保対策に関すること。
- (9) 農業大学校及び農業科学公園に関すること。

第49条 削除

(農村計画課)

第50条 農村計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 農業振興地域に関すること。
- (3) 農村地域への産業の導入計画に関すること。
- (4) 農地の調整に関すること。
- (5) 国有農地及び開拓財産に関すること。
- (6)～(12) [略]

2 畑かん営農推進室においては、前項第6号から第8号までに掲げる事務を分掌する。

(農村整備課)

第51条 農村整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) 日本型直接支払制度に関すること。

(畜産振興課)

第49条 畜産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 畜産振興対策の企画、事業の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 畜産経営の改善に関すること。
- (3) 家畜の改良及び増殖に関すること。
- (4) 草地の開発及び利用に関すること。
- (5) 飼料の生産、利用及び流通に関すること。
- (6) 家畜及び畜産物の流通、輸出及び価格安定に関すること。
- (7) 養蜂に関すること。
- (8) 畜産環境保全対策に関すること。
- (9) 家畜商に関すること。
- (10) 畜産試験場に関すること。

(家畜防疫対策課)

第49条の2 家畜防疫対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜防疫対策に係る企画及び事業の推進に関すること。
- (2) 家畜衛生に関すること。
- (3) 家畜伝染病に関すること。
- (4) 獣医師及び家畜人工授精師に関すること。
- (5) 動物用の医薬品、医薬部外品、医療用具その他動物薬事に関すること。
- (6) 家畜伝染病に係る埋却地に関すること。
- (7) 家畜保健衛生所に関すること。

(農村計画課)

第50条 農村計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2)～(8) [略]

(農村整備課)

第51条 農村整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) [略]
- (8) 日本型直接支払制度(多面的機能支払に限る。)に関すること。

(担い手農地対策課)

第51条の2 担い手農地対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業の担い手に関すること。
- (2) 新規就農者の確保及び育成に関すること。
- (3) 農村の女性及び高齢者に関すること。
- (4) 農業法人の育成及び他産業からの農業参入に関すること。

（畜産振興課）

第54条 畜産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 畜産振興対策の企画及び総合調整に関すること。
- （2） 畜産新生対策の企画及び事業の推進に関すること。
- （3） 口蹄疫復興対策に係る事業の推進に関すること。
- （4） 畜産経営の改善に関すること。
- （5） 家畜の改良及び増殖に関すること。
- （6） 草地の開発及び利用に関すること。
- （7） 飼料の生産、利用及び流通に関すること。
- （8） 家畜及び畜産物の流通、輸出及び価格安定に関すること。
- （9） 養蜂に関すること。
- （10） 畜産環境保全対策に関すること。
- （11） 家畜商に関すること。
- （12） 畜産試験場に関すること。

（家畜防疫対策課）

第55条 家畜防疫対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 家畜防疫対策に係る企画及び事業の推進に関すること。
- （2） 家畜衛生に関すること。
- （3） 家畜伝染病に関すること。
- （4） 獣医師及び家畜人工授精師に関すること。
- （5） 動物用の医薬品、医薬部外品、医療用具その他動物薬事に関すること。
- （6） 家畜伝染病に係る埋却地に関すること。
- （7） 家畜保健衛生所に関すること。

第56条から第61条まで 削除

第37節 農業大学校

（設置）

第 199条 優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成並びに農業経営者等の資質の向上及び県民の農業に対する意識の啓発に資する研修を行うため、農業大学校を置く。

（名称及び位置）

第 200条 農業大学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県立農業大学校	児湯郡高鍋町大字持田字依橋5733番地

- （5） 農業人材確保対策に関すること。
- （6） 農業経営構造対策に関すること。
- （7） 農地の利用集積に関すること。
- （8） 農業会議及び農業委員会に関すること。
- （9） 農業振興地域に関すること。
- （10） 農村地域への産業の導入計画に関すること。
- （11） 農地の調整に関すること。
- （12） 国有農地及び開拓財産に関すること。
- （13） 農業大学校及び農業科学公園に関すること。

第54条から第61条まで 削除

第37節 病害虫防除・肥料検査センター

（名称、位置及び管轄区域）

第 199条 宮崎県行政機関設置条例第9条の規定により設置された病害虫防除所（以下「病害虫防除・肥料検査センター」という。）の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
宮崎県病害虫防除・肥料検査センター	宮崎市佐土原町下那珂字峯前5805番地	宮崎県

（所掌事務）

第 200条 病害虫防除・肥料検査センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 植物の検疫に関すること。
- （2） 防除についての企画に関すること。
- （3） 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関すること。
- （4） 発生予察事業に関すること。
- （5） 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関すること。

（所掌事務）

第 201 条 農業大学校の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成に関すること。
- （2）農業経営者等の資質の向上及び県民の農業に対する意識の啓発に資する研修に関すること。

（内部組織）

第 202 条 農業大学校に、次の課及び学科を置く。

- 総務課
- 教務学生課
- 農学科
- 畜産学科

（分掌事務）

第 202 条の 2 前条に規定する課及び学科の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- （1）庶務一般に関すること。
- （2）校務の総合調整に関すること。
- （3）県有財産及び機械器具の管理に関すること。
- （4）給食に関すること。
- （5）学生に関する一般事務に関すること。
- （6）農業総合研修センター及び農業科学公園の維持管理に関すること。
- （7）教務学生課並びに農学科及び畜産学科の主管に属さないこと。

教務学生課

- （1）教科指導、生活指導及び進路指導の総括に関すること。
- （2）学生の募集及び入学試験に関すること。
- （3）教育課程及び授業計画に関すること。
- （4）農業機械の教育指導及び管理に関すること。
- （5）校内の環境美化に関すること。
- （6）学生の保健衛生に関すること。
- （7）学生の資格取得、研修等の総括に関すること。

農学科及び畜産学科

- （1）教科指導、生活指導及び進路指導に関すること。
- （2）農場の経営計画及び管理に関すること。
- （3）生産教育実習施設の運営に関すること。
- （4）農業の調査研究に関すること。
- （5）学生の資格取得、研修等の指導に関すること。

第38節 病害虫防除・肥料検査センター

（名称、位置及び管轄区域）

第 203 条 宮崎県行政機関設置条例第 9 条の規定により設置された病害虫防除所（以下「病害虫防除・肥料検査センター」という。）の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
宮崎県病害虫防除・肥料検査センター	宮崎市佐土原町下那珂字峯前5805番地	宮崎県

（所掌事務）

第 204 条 病害虫防除・肥料検査センターの所掌事務は、次のとお

（6）その他防除に関すること。

（7）肥料の検査・分析に関すること。

第38節 畜産試験場

（設置）

第 201 条 畜産に関する試験研究を行い、畜産技術の創出とその体系化を図り、もって本県の畜産業の近代化と合理化に資するため、畜産試験場を置く。

（名称及び位置）

第 202 条 畜産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県畜産試験場	西諸県郡高原町大字広原5066番地

（所掌事務）

第 203 条 畜産試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）家畜、家きん等の試験研究に関すること。
- （2）家畜、家きん等の改良増殖に関すること。

（内部組織）

第 204 条 畜産試験場に次の課及び部を置く。

りとする。

- (1) 植物の検疫に関すること。
- (2) 防除についての企画に関すること。
- (3) 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関すること。
- (4) 発生予察事業に関すること。
- (5) 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関すること。
- (6) その他防除に関すること。
- (7) 肥料の検査・分析に関すること。

### 第39節 水産試験場

(設置)

第 205条 水産業の試験研究及び技術指導を行うため、水産試験場を置く。

(名称及び位置)

第 205条の 2 水産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場	宮崎市青島 6 丁目16番 3 号

管理課

肉用牛部

酪農飼料部

家畜バイオテク部

2 畜産試験場に支場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県畜産試験場川南支場	児湯郡川南町大字川南 21986番地

3 前項に規定する支場に、次の科を置く。

養豚科

養鶏科

環境衛生科

(分掌事務)

第 205条 前条第 1 項に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- (1) 庶務一般に関すること。
- (2) 場務の総合運営に関すること。
- (3) 県有財産及び機械器具の管理に関すること。
- (4) 試験場内の連絡調整に関すること。
- (5) 試験研究の総合的企画調整に関すること。
- (6) 試験研究資料の収集及び整理に関すること。
- (7) 広報及び畜産業に係る相談に関すること。
- (8) 他部の主管に属さないこと。

肉用牛部

- (1) 肉用牛の育種改良の試験研究に関すること。
- (2) 肉用牛の飼養及び管理の試験研究に関すること。

酪農飼料部

- (1) 乳用牛の育種改良の試験研究に関すること。
- (2) 乳用牛の飼養及び管理の試験研究に関すること。
- (3) 飼料作物の栽培、利用及び品種改良の試験研究に関すること。
- (4) 未利用飼料資源の利用開発の試験研究に関すること。
- (5) 草地の維持、管理及び利用の試験研究に関すること。

家畜バイオテク部

- (1) 家畜の受精卵の処理及び移植の試験研究に関すること。
- (2) 家畜の受精卵移植技術に関する応用試験研究及び受精卵の供給に関すること。

2 前条第 2 項に規定する川南支場の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 豚の繁殖、飼養及び管理の試験研究に関すること。
- (2) 豚の系統育種の試験研究に関すること。
- (3) 家畜及び家きんの環境改善及び疾病防除の試験研究に関すること。
- (4) 卵用鶏及び肉用鶏の能力向上の試験研究に関すること。
- (5) 卵用鶏及び肉用鶏の飼養及び管理の試験研究に関すること。

第39節 家畜保健衛生所

（所掌事務）

第 206 条 水産試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 水産業の試験研究に関すること。
- （2） 水産業の技術指導に関すること。

（内部組織）

第 207 条 水産試験場に次の課及び部を置く。

- 管理課
- 資源部
- 増養殖部
- 経営流通部

2 水産試験場に支場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場内水面支場	小林市南西方字出之山1091番地

（分掌事務）

第 208 条 前条第 1 項に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 管理課
  - （1） 庶務一般に関すること。
  - （2） 場務の総合調整に関すること。
  - （3） 県有財産及び機械器具の管理に関すること。
  - （4） 試験場内の連絡調整に関すること。
  - （5） 試験船の運航に関すること。
  - （6） 他部の主管に属さないこと。

資源部

- （1） 漁況及び海況の試験研究並びに漁海況予報に関すること。
- （2） 水産資源管理の試験研究に関すること。
- （3） 水産情報の高度化の試験研究に関すること。

増養殖部

- （1） 増殖技術及び生態系の試験研究に関すること。
- （2） 種苗生産の試験研究に関すること。
- （3） 養殖技術の試験研究に関すること。
- （4） 水産動植物の防疫技術の試験研究に関すること。
- （5） 漁場環境保全の試験研究に関すること。

経営流通部

- （1） 漁業の操業効率化の試験研究に関すること。
- （2） 水産物の付加価値向上の試験研究に関すること。
- （3） 漁業経営及び水産物流通の試験研究に関すること。

2 前条第 2 項に規定する内水面支場の分掌事務は、次のとおりと

（名称、位置及び管轄区域）

第 206 条 宮崎県行政機関設置条例第10条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
宮崎県宮崎家畜保健衛生所	宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原3151番地1	宮崎市 日南市 串間市 西都市 東諸県郡 児湯郡
宮崎県都城家畜保健衛生所	都城市高崎町大牟田字上示野原4213番地1	都城市 小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡
宮崎県延岡家畜保健衛生所	延岡市小野町4234番地	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡

（所掌事務）

第 207 条 家畜保健衛生所の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること。
- （2） 家畜伝染病の予防に関すること。
- （3） 家畜の繁殖障害の除去並びに人工授精及び受精卵移植の実施に関すること。
- （4） 家畜保健衛生に必要な試験及び検査に関すること。
- （5） 種畜検査に関すること。
- （6） 寄生虫病その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関すること。
- （7） 地方的特殊疾病の調査に関すること。
- （8） その他地方における家畜衛生の向上に関すること。
- （9） 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関すること（宮崎家畜保健衛生所に限る。）。

（内部組織）

第 208 条 家畜保健衛生所に、次の課を置く。

- 生産安全課
- 防疫課
- 病性鑑定課（宮崎家畜保健衛生所に限る。）

する。

- (1) 内水面における漁業・養殖生産の試験研究及び研修に関すること。
- (2) 内水面における環境保全及び生態系の試験研究に関すること。
- (3) 内水面における種苗生産の試験研究に関すること。

第40節 高等水産研修所

(設置)

第 209条 優れた漁業就業者の養成並びに漁業就業者等の資質の向上及び県民の漁業に対する意識の啓発に資する研修を行うため、高等水産研修所を置く。

(名称及び位置)

第 210条 高等水産研修所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県立高等水産研修所	日南市西町2丁目11番6号

(所掌事務)

第 211条 高等水産研修所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 優れた漁業就業者の養成に関すること。
- (2) 漁業就業者等の資質の向上及び県民の漁業に対する意識の啓発に資する研修に関すること。

第41節 家畜保健衛生所

(名称、位置及び管轄区域)

第 212条 宮崎県行政機関設置条例第10条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
宮崎県宮崎家畜保健衛生所	宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原3151番地1	宮崎市 日南市 串間市 西都市 東諸県郡 児湯郡
宮崎県都城家畜保健衛生所	都城市高崎町大牟田字上示野原4213番地1	都城市 小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡
宮崎県延岡家畜保健衛生所	延岡市小野町4234番地	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡

(分掌事務)

第 209条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

生産安全課

- (1) 庶務一般に関すること。
- (2) 所務の企画調整に関すること。
- (3) 家畜衛生の統計調査に関すること。
- (4) 家畜衛生に関する知識及び技術の普及並びに研修に関すること。
- (5) 家畜の繁殖障害の除去並びに人工授精及び受精卵移植の実施に関すること。
- (6) 種畜検査に関すること。
- (7) 動物用薬事に関すること。
- (8) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関すること(宮崎家畜保健衛生所に限る。)
- (9) 他課の主管に属さないこと。

防疫課

- (1) 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。
- (2) 家畜疾病の診断及び検査に関すること。
- (3) 寄生虫病、地方病等の予防に関すること。

病性鑑定課

- (1) 家畜疾病の病性鑑定に関すること(防疫課の主管に属するものを除く。)
- (2) 家畜疾病の調査及び試験に関すること。

第40節 農業大学校

(設置)

第 210条 優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成並びに農業経営者等の資質の向上及び県民の農業に対する意識の啓発に資する研修を行うため、農業大学校を置く。

(名称及び位置)

第 211条 農業大学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県立農業大学校	児湯郡高鍋町大字持田字俵橋5733番地

(所掌事務)

第 212条 農業大学校の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 優れた農業経営者及び地域農業を先導する指導者の養成に関すること。
- (2) 農業経営者等の資質の向上及び県民の農業に対する意識の啓発に資する研修に関すること。

生所

(所掌事務)

第 213条 家畜保健衛生所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること。
- (2) 家畜伝染病の予防に関すること。
- (3) 家畜の繁殖障害の除去並びに人工授精及び受精卵移植の実施に関すること。
- (4) 家畜保健衛生に必要な試験及び検査に関すること。
- (5) 種畜検査に関すること。
- (6) 寄生虫病その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関すること。
- (7) 地方的特殊疾病の調査に関すること。
- (8) その他地方における家畜衛生の向上に関すること。
- (9) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関すること（宮崎家畜保健衛生所に限る。）。

(内部組織)

第 214条 家畜保健衛生所に、次の課を置く。

生産安全課

防疫課

病性鑑定課（宮崎家畜保健衛生所に限る。）

(分掌事務)

第 215条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

生産安全課

- (1) 庶務一般に関すること。
- (2) 所務の企画調整に関すること。
- (3) 家畜衛生の統計調査に関すること。
- (4) 家畜衛生に関する知識及び技術の普及並びに研修に関すること。
- (5) 家畜の繁殖障害の除去並びに人工授精及び受精卵移植の実施に関すること。
- (6) 種畜検査に関すること。

(内部組織)

第 213条 農業大学校に、次の課及び学科を置く。

総務課

教務学生課

農学科

畜産学科

(分掌事務)

第 214条 前条に規定する課及び学科の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 庶務一般に関すること。
- (2) 校務の総合調整に関すること。
- (3) 県有財産及び機械器具の管理に関すること。
- (4) 給食に関すること。
- (5) 学生に関する一般事務に関すること。
- (6) 農業総合研修センター及び農業科学公園の維持管理に関すること。
- (7) 教務学生課並びに農学科及び畜産学科の主管に属さないこと。

教務学生課

- (1) 教科指導、生活指導及び進路指導の総括に関すること。
- (2) 学生の募集及び入学試験に関すること。
- (3) 教育課程及び授業計画に関すること。
- (4) 農業機械の教育指導及び管理に関すること。
- (5) 校内の環境美化に関すること。
- (6) 学生の保健衛生に関すること。
- (7) 学生の資格取得、研修等の総括に関すること。

農学科及び畜産学科

- (1) 教科指導、生活指導及び進路指導に関すること。
- (2) 農場の経営計画及び管理に関すること。
- (3) 生産教育実習施設の運営に関すること。
- (4) 農業の調査研究に関すること。
- (5) 学生の資格取得、研修等の指導に関すること。

第41節 水産試験場

(設置)

第 215条 水産業の試験研究及び技術指導を行うため、水産試験場を置く。

- (7) 動物用薬事に関すること。
- (8) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関すること(宮崎家畜保健衛生所に限る。)
- (9) 他課の主管に属さないこと。

防疫課

- (1) 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。
- (2) 家畜疾病の診断及び検査に関すること。
- (3) 寄生虫病、地方病等の予防に関すること。

病性鑑定課

- (1) 家畜疾病の病性鑑定に関すること(防疫課の主管に属するものを除く。)
- (2) 家畜疾病の調査及び試験に関すること。

第42節 畜産試験場

(設置)

第 216条 畜産に関する試験研究を行い、畜産技術の創出とその体系化を図り、もって本県の畜産業の近代化と合理化に資するため、畜産試験場を置く。

(名称及び位置)

第 217条 畜産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県畜産試験場	西諸県郡高原町大字広原5066番地

(所掌事務)

第 218条 畜産試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜、家きん等の試験研究に関すること。
- (2) 家畜、家きん等の改良増殖に関すること。

(内部組織)

第 219条 畜産試験場に次の課及び部を置く。

- 管理課
- 肉用牛部
- 酪農飼料部
- 家畜バイテク部

2 畜産試験場に支場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県畜産試験場川南支場	児湯郡川南町大字川南 21986番地

3 前項に規定する支場に、次の科を置く。

- 養豚科
- 養鶏科
- 環境衛生科

(名称及び位置)

第 216条 水産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場	宮崎市青島6丁目16番3号

(所掌事務)

第 217条 水産試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水産業の試験研究に関すること。
- (2) 水産業の技術指導に関すること。

(内部組織)

第 218条 水産試験場に次の課及び部を置く。

- 管理課
- 資源部
- 増養殖部
- 経営流通部

2 水産試験場に支場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場内水面支場	小林市南西方字出之山1091番地

(分掌事務)

第 219条 前条第1項に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 管理課
  - (1) 庶務一般に関すること。
  - (2) 場務の総合調整に関すること。
  - (3) 県有財産及び機械器具の管理に関すること。
  - (4) 試験場内の連絡調整に関すること。
  - (5) 試験船の運航に関すること。
  - (6) 他部の主管に属さないこと。

資源部

- (1) 漁況及び海況の試験研究並びに漁海況予報に関すること。
- (2) 水産資源管理の試験研究に関すること。
- (3) 水産情報の高度化の試験研究に関すること。

増養殖部

- (1) 増殖技術及び生態系の試験研究に関すること。
- (2) 種苗生産の試験研究に関すること。
- (3) 養殖技術の試験研究に関すること。
- (4) 水産動植物の防疫技術の試験研究に関すること。
- (5) 漁場環境保全の試験研究に関すること。

経営流通部

(分掌事務)

第 220 条 前条第 1 項に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- (1) 庶務一般に関すること。
- (2) 場務の総合運営に関すること。
- (3) 県有財産及び機械器具の管理に関すること。
- (4) 試験場内の連絡調整に関すること。
- (5) 試験研究の総合的企画調整に関すること。
- (6) 試験研究資料の収集及び整理に関すること。
- (7) 広報及び畜産業に係る相談に関すること。
- (8) 他部の主管に属さないこと。

肉用牛部

- (1) 肉用牛の育種改良の試験研究に関すること。
- (2) 肉用牛の飼養及び管理の試験研究に関すること。

酪農飼料部

- (1) 乳用牛の育種改良の試験研究に関すること。
- (2) 乳用牛の飼養及び管理の試験研究に関すること。
- (3) 飼料作物の栽培、利用及び品種改良の試験研究に関すること。
- (4) 未利用飼料資源の利用開発の試験研究に関すること。
- (5) 草地の維持、管理及び利用の試験研究に関すること。

家畜バイオテック部

- (1) 家畜の受精卵の処理及び移植の試験研究に関すること。
- (2) 家畜の受精卵移植技術に関する応用試験研究及び受精卵の供給に関すること。

2 前条第 2 項に規定する川南支場の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 豚の繁殖、飼養及び管理の試験研究に関すること。
- (2) 豚の系統育種の試験研究に関すること。
- (3) 家畜及び家きんの環境改善及び疾病防除の試験研究に関すること。
- (4) 卵用鶏及び肉用鶏の能力向上の試験研究に関すること。
- (5) 卵用鶏及び肉用鶏の飼養及び管理の試験研究に関すること。

- (1) 漁業の操業効率化の試験研究に関すること。
- (2) 水産物の付加価値向上の試験研究に関すること。
- (3) 漁業経営及び水産物流通の試験研究に関すること。

2 前条第 2 項に規定する内水面支場の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 内水面における漁業・養殖生産の試験研究及び研修に関すること。
- (2) 内水面における環境保全及び生態系の試験研究に関すること。
- (3) 内水面における種苗生産の試験研究に関すること。

第 42 節 高等水産研修所

(設置)

第 220 条 優れた漁業就業者の養成並びに漁業就業者等の資質の向上及び県民の漁業に対する意識の啓発に資する研修を行うため、高等水産研修所を置く。

(名称及び位置)

第 221 条 高等水産研修所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県立高等水産研修所	日南市西町 2 丁目 11 番 6 号

(所掌事務)

第 222 条 高等水産研修所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 優れた漁業就業者の養成に関すること。
- (2) 漁業就業者等の資質の向上及び県民の漁業に対する意識の

## 第 221条から第 235条まで 削除

(名称、位置及び所管区域)

第 237条 宮崎県行政機関設置条例第11条第1項の規定により設置された土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県西都土木事務所	[略]	西都市 児湯郡西米良村 東臼杵郡椎葉村大字大河内
[略]		
宮崎県日向土木事務所	[略]	日向市、東臼杵郡のうち門川町、諸塚村、椎葉村(大字大河内を除く。)及び美郷町
[略]		

(内部組織)

第 239条 [略]

2～5 [略]

6 宮崎県行政機関設置条例第13条の規定により、西都土木事務所及び日向土木事務所に駐在所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県西都土木事務所西米良駐在所	[略]	児湯郡西米良村 東臼杵郡椎葉村大字大河内
[略]		
宮崎県日向土木事務所椎葉駐在所	[略]	東臼杵郡椎葉村(大字大河内を除く。)

(名称等)

第 262条 法第 138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
[略]		
宮崎県個人情報保護審議会	宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第46条第1項第1号の規定による実施機関に意見を述べる事務及び同項第2号の規定による審議に関する事務並びに同項第3号の規定による住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項について調査審議し、及び知事に建議する事務並びに宮崎県個人情報保護条例第46条第1項第4号の規定による特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第	[略]

啓発に資する研修に関すること。

## 第 223条から第 235条まで 削除

(名称、位置及び所管区域)

第 237条 宮崎県行政機関設置条例第11条第1項の規定により設置された土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県西都土木事務所	[略]	西都市 児湯郡西米良村 東臼杵郡椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、大桑の木、平、丸野及び城
[略]		
宮崎県日向土木事務所	[略]	日向市、東臼杵郡のうち門川町、諸塚村、椎葉村(西都土木事務所の所管区域を除く。)及び美郷町
[略]		

(内部組織)

第 239条 [略]

2～5 [略]

6 宮崎県行政機関設置条例第13条の規定により、西都土木事務所及び日向土木事務所に駐在所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県西都土木事務所西米良駐在所	[略]	児湯郡西米良村 東臼杵郡椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、大桑の木、平、丸野及び城
[略]		
宮崎県日向土木事務所椎葉駐在所	[略]	東臼杵郡椎葉村(西都土木事務所西米良駐在所の所管区域を除く。)

(名称等)

第 262条 法第 138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
[略]		
宮崎県個人情報保護審議会	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項及び宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年宮崎県条例第48号。以下「県議会個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じ、審議を行う事務、同法第129条及び県議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令	[略]

7条第4項の規定により、実施機関に意見を述べる事務並びに宮崎県個人情報保護条例第46条第2項の規定による個人情報保護制度の運営に関する重要事項について意見を述べる事務

和4年宮崎県条例第38号)第3条に規定する実施機関(以下この項において「実施機関」という。)及び宮崎県議会議長に意見を述べる事務、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議する事務、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により、実施機関に意見を述べる事務並びに宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例第12条第5号の規定による個人情報保護に係る事項について意見を述べる事務

[略]

[略]

(職)

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
保健所	所長 次長(都城保健所、小林保健所及び延岡保健所)にあっては、2人) 課長
[略]	
農業大学校	校長 副校長(2人) 課長 学科長 教授 准教授
病虫害防除・肥料検査センター	所長
家畜保健衛生所	所長 副所長(宮崎家畜保健衛生所に限る。) 課長
畜産試験場	場長 副場長(2人) 課長 部長 支場長 研究企画主幹 副部長 科長 主任
高等水産研修所	所長 主任 講師
水産試験場	場長 副場長(2人) 研究企画主幹 課長 部長 支場長 副部長 主任
[略]	

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
保健所	所長 次長(都城保健所、小林保健所、延岡保健所及び高千穂保健所)にあっては、2人) 課長
[略]	
病虫害防除・肥料検査センター	所長
畜産試験場	場長 副場長(2人) 課長 部長 支場長 研究企画主幹 副部長 科長 主任
家畜保健衛生所	所長 副所長(宮崎家畜保健衛生所にあっては、2人) 課長
農業大学校	校長 副校長(2人) 課長 学科長 教授 准教授
水産試験場	場長 副場長(2人) 研究企画主幹 課長 部長 支場長 副部長 主任
高等水産研修所	所長 主任 講師
[略]	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる機関の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の相当の職に命ぜられたものとみなす。

商工観光労働部観光経済交流局オールみやざき営業課	商工観光労働部観光経済交流局国際・経済交流課
農政水産部農業担い手対策課	農政水産部農村振興局担い手農地対策課
農政水産部農村計画課	農政水産部農村振興局農村計画課

農政水産部農村計画課畑かん営農推進室	
農政水産部農村整備課	農政水産部農村振興局農村整備課
農政水産部水産政策課	農政水産部水産局水産政策課
農政水産部漁業管理課	農政水産部水産局漁業管理課
農政水産部漁業管理課漁港漁場整備室	農政水産部水産局漁業管理課漁港漁場整備室
農政水産部畜産新生推進局畜産振興課	農政水産部畜産局畜産振興課
農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課	農政水産部畜産局家畜防疫対策課
環境森林部、農政水産部及び県土整備部工事検査課	環境森林部、農政水産部農村振興局及び県土整備部工事検査課

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県規則第25号

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(平成18年宮崎県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の医監、次長、参事、課長、 <u>県立病院整備推進室長及び副参事</u> イ [略]	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の医監、次長、参事、課長及び副参事 イ [略]

(地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則(平成18年宮崎県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の医監、次長、参事、課長、 <u>県立病院整備推進室長、副参事及び課長補佐</u> イ [略]	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の医監、次長、参事、課長、 <u>副参事及び課長補佐</u> イ [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県規則第26号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指定納付受託者の指定)	(指定納付受託者の指定)
第38条 部局の長は、法第231条の2の3第1項に規定する指定納	第38条 部局の長は、法第231条の2の3第1項に規定する指定納

付受託者の指定又は指定の取消しをしようとするときは、総務部長及び会計管理者に合議しなければならない。

（出納機関の直接収納）

第44条 [略]

2 前項本文の規定にかかわらず、出納機関は、直接収納した歳入が宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第25条、宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第28条及び宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第26条に規定する公文書の写し、宮崎県情報公開条例第24条の規定により県が行う情報提供に係る資料の写し並びに著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定による著作物の複製物の作成に要する費用である場合は、領収証に代えて、金銭登録機による記録紙を交付することができる。ただし、納入義務者が領収証の交付を請求したときは、これを交付しなければならない。

3～7 [略]

8 第1項本文の規定にかかわらず、出納機関は、第150条第6号に規定する生産物を不特定多数の者に売り払う場合については、領収証の交付を省略することができる。

（予算執行の伺い及び合議等）

第54条 [略]

2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行伺又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）に定める課長の専決すべきものに係る予算執行伺については、この限りでない。

（1）～（13） [略]

3～5 [略]

（繰替払のできる経費の指定）

第69条 令第164条第5号の規定により繰替払のできる経費及び収入金は、それぞれ次のとおりとする。

（1）～（3） [略]

別表第3（第7条関係）

本庁会計課の 出納員	[略] 総務課の金銭分 任出納員	1 宮崎県情報公開条例第25条及び宮崎県個人情報保護条例第28条に規定する公文書の写し並びに宮崎県情報公開条例第24条の規定により県が行う情報提供に係る資料の写しの作成に要する費用の収納に関すること。  2・3 [略]
---------------	------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

付受託者（以下「指定納付受託者」という。）の指定又は指定の取消しをしようとするときは、総務部長及び会計管理者に合議しなければならない。

（出納機関の直接収納）

第44条 [略]

2 前項本文の規定にかかわらず、出納機関は、直接収納した歳入が宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第24条の規定により県が行う情報提供に係る資料の写し、同条例第25条、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第26条及び宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年宮崎県条例第48号）第30条に規定する公文書の写し、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）第9条第2項に規定する保有個人情報の写し並びに著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定による著作物の複製物の作成に要する費用並びに証明手数料徴収規則（昭和32年宮崎県規則第26号）別表の6の項に規定する手数料である場合は、領収証に代えて、金銭登録機による記録紙を交付することができる。ただし、納入義務者が領収証の交付を請求したときは、これを交付しなければならない。

3～7 [略]

8 第1項本文の規定にかかわらず、出納機関は、第150条第6号に規定する生産物を不特定多数の者に売り払う場合又は現金を直接収納する際に領収証を交付することが困難であり、かつ、あらかじめ会計管理者の承認を受けた場合については、領収証の交付を省略することができる。

（予算執行の伺い及び合議等）

第54条 [略]

2 部局において次に掲げる経費に係る予算執行伺又は債務負担行為をするときは、財政課長に合議しなければならない。ただし、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる経費のうち宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）に定める次長及び課長の専決すべきものに係る予算執行伺については、この限りでない。

（1）～（13） [略]

3～5 [略]

（繰替払のできる経費の指定）

第69条 令第164条第5号の規定により繰替払のできる経費及び収入金は、それぞれ次のとおりとする。

（1）～（3） [略]

（4）指定納付受託者に納付させる収入金の取扱いに係る手数料  
—当該収入金

別表第3（第7条関係）

本庁会計課の 出納員	[略] 総務課の金銭分 任出納員	1 宮崎県情報公開条例第24条の規定により県が行う情報提供に係る資料の写し、同条例第25条に規定する公文書の写し及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例第9条第2項に規定する保有個人情報の写しの作成に要する費用の収納に関すること。  2・3 [略]
---------------	------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	[略]				[略]
	森林経営課の金 銭分任出納員	[略]			森林経営課の金 銭分任出納員
	オールみやざき 営業課の金銭分 任出納員	[略]			観光推進課の金 銭分任出納員
	[略]				木崎浜サーフィンセンター 使用料の収納に関するこ と。
	県議会議務局総 務課の金銭分任 出納員	宮崎県議会情報公開条例第 26条及び宮崎県個人情報保 護条例第28条に規定する公 文書の写しの作成に要する 費用の収納に関すること。			国際・経済交流 課の金銭分任出 納員
	[略]				[略]
警察本部の出 納員	[略]				[略]
	警察本部警務部 県民広報課の金 銭分任出納員	宮崎県情報公開条例第25条 及び宮崎県個人情報保護条 例第28条に規定する公文書 の写し並びに宮崎県情報公 開条例第24条の規定により 県が行う情報提供に係る資 料の写しの作成に要する費 用の収納に関すること。			警察本部警務部 県民広報課の金 銭分任出納員
	[略]				宮崎県情報公開条例第24条 の規定により県が行う情報 提供に係る資料の写し、同 条例第25条に規定する公文 書の写し及び宮崎県個人情 報の保護に関する法律施行 条例第9条第2項に規定す る保有個人情報の写しの作 成に要する費用の収納に関 すること。
県税・総務事 務所の出納員	[略]	1 [略] 2 宮崎県情報公開条例第 25条及び宮崎県個人情報 保護条例第28条に規定す る公文書の写し並びに宮 崎県情報公開条例第24条 の規定により県が行う情 報提供に係る資料の写し の作成に要する費用の収 納に関すること。			県税・総務事 務所の出納員
	[略]				[略]
西臼杵支庁、 農林振興局、 土木事務所及 び港湾事務所 の出納員	[略]	宮崎県情報公開条例第25条 及び宮崎県個人情報保護条 例第28条に規定する公文書 の写し並びに宮崎県情報公 開条例第24条の規定により 県が行う情報提供に係る資 料の写しの作成に要する費 用の収納に関すること。			西臼杵支庁、 農林振興局、 土木事務所及 び港湾事務所 の出納員
	[略]				宮崎県情報公開条例第24条 の規定により県が行う情報 提供に係る資料の写し、同 条例第25条に規定する公文 書の写し及び宮崎県個人情 報の保護に関する法律施行 条例第9条第2項に規定す る保有個人情報の写しの作 成に要する費用の収納に関 すること。
	[略]				[略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第44条第2項の改正規定（「費用」の次に「並びに証明手数料徴収規則（昭和32年宮崎県規則第26号）別表の6の項に規定する手数料」を加える部分に限る。）は、令和5年10月1日から施行する。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

**宮崎県規則第27号**

**宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則**

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号（その1）を次のように改める。



(裏)

(ご注意)

- 1 納付場所  
領収済通知書の裏面に記載のある金融機関等で納付できます。
- 2 課税の根拠  
この税は、地方税法第72条の2第3項及び宮崎県税条例第2条の規定により賦課されたものです。
- 3 滞納処分  
納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を行います。
- 4 不服申立て等  
(1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。  
(2) 処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁判を経た後は、裁判の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかにかに該当する場合は、審査請求に対する裁判を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき。  
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
ウ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第5号(その1の2)を削る。  
別記様式第5号(その2)を次のように改める。

様式第5号(その2)(第5条関係)

**不動産取得税納税通知書**

課税年度	年度	税目	不動産取得税	種 別	課税番号
納付税額			円	納 期 限	
納付場所					
裏面記載の場所					
納付税額に関する内訳					
土地	課税標準額(千円)	税率	税額(円)	取得区分	
住宅					
住宅外					
控除額					
減額額					

年 月 日  
宮崎県 県税・総務事務所長 印

上記の税額を下記の納付書により納めてください。  
なお、納期限までに完納されないときは、延滞金が加算されます。

宮崎県 領収通知書 ④ 県 税

宮崎県 納付書(原符) ⑤

領収証書 ⑥

(裏)

(ご注意)

- 1 納付場所  
領収済通知書の裏面に記載のある金融機関等で納付できます。
- 2 課税の根拠  
この税は、地方税法第73条の2第1項及び宮崎県税条例第2条の規定により賦課されたものです。
- 3 滞納処分  
納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を行います。
- 4 不服申立て等
  - (1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。
  - (2) 処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
    - ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
    - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第5号(その2の2)を削る。

別記様式第5号(その3)を次のように改める。

様式第5号(その3)(第5条関係)

### 自動車税種別割納税通知書

年 度	年度	登録番号	
税 目	自動車税種別割	税 額	円
事務所	県税・総務事務所	納 期 限	年 月 日
備 考			

上記の税額を下記の納付書により納めてください。  
なお、納期限までに完納されないときは、延滞金が加算されます。

年 月 日  
宮 崎 県 県税・総務事務所長 印

---

宮 崎 県 領収済通知書 県 税

日原番号 加入者名 県税・総務事務所出納員

年度	税目	自動車税種別割	県税・総務事務所
課税区分	実績年月	納 期 限	年 月 日
合 計	円	取りまとめ店	

取りまとめ店一加入者(宮崎県・コンビニ連携)

納付書 (原符)

日原番号 加入者名 県税・総務事務所出納員

年度	自動車税種別割	県税・総務事務所
課税区分	納 期 限	年 月 日
税 額	円	
延滞金	円	
合 計	円	
納 期 限	年 月 日	

納 取 日 付 印

(金銀機関・受付科・コンビニ連携)

領収証書

日原番号 加入者名 県税・総務事務所出納員

年度	自動車税種別割	県税・総務事務所
課税区分	納 期 限	年 月 日
税 額	円	
延滞金	円	
合 計	円	
納 期 限	年 月 日	

上記のとおり領収しました。

領 取 日 付 印 (収入印紙不要)

(納税者(お客様)印)

eL-QR

登録番号

車台番号(7桁)

有効期限

年 月 日

納 期 限

年 月 日

領 取 日 付 印

(納税者(お客様)印)



## (裏)

## (ご注意)

- 1 納付場所  
領収済通知書の裏面に記載のある金融機関等で納付できます。
- 2 課税の根拠  
この税は、地方税法第 146 条及び宮崎県税条例第 2 条の規定により賦課されたものです。
- 3 滞納処分  
納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を行います。
- 4 不服申立て等
  - (1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書 (2 通) は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
  - (2) 処分の取消しの訴えは、上記 (1) の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。) 宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれか該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
    - ア 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
    - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第5号(その5)を次のように改める。

様式第5号(その5)(第5条関係)

鉦区税納税通知書									
課税年度 番号	年度	税目	鉦区税	区分	確定額	既確定額	増減額		
実績年月	課税区分	課税	課税	課税標準 (ヘクター・メートルまたは キロメートル)					
登録番号	県	登録簿	号	税 率 (円)					
納税事由	による			月 数					
納付場所	裏面記載の場所			税 額 (円)					

年 月 日 県税・総務事務所長 印  
宮崎県

上記の金額を下記の納付書により納めてください。  
なお、納期限までに完納されないときは、延滞金が加算されます。

② 宮崎県 領収通知書 ④ 県 税

宮崎県 領収・総務事務所出納員

⑤ 納付書(原符)

宮崎県 領収・総務事務所出納員

③ 領収証書

宮崎県 領収・総務事務所出納員

(裏)

(ご注意)

- 1 納付場所  
領収済通知書の裏面に記載のある金融機関等で納付できます。
- 2 課税の根拠  
この税は、地方税法第 178 条及び宮崎県税条例第 2 条の規定により賦課されたものです。
- 3 滞納処分  
納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を行います。
- 4 不服申立て等  
(1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に審査請求をすることができず。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。  
(2) 処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかにかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ア 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。  
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



## (裏)

## (ご注意)

- 1 納付場所  
領収済通知書の裏面に記載のある金融機関等で納付できます。
- 2 課税の根拠  
この税は、地方税法第72条の2第3項及び宮崎県税条例第2条の規定により賦課されたものです。
- 3 滞納処分  
納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を行います。
- 4 不服申立て等  
(1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができま。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を經由して提出してください。  
(2) 処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができま。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができま。  
ア 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。





(裏)

(注意事項)

- 1 滞納処分  
この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を行います。
- 2 延滞金  
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に法律で定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。
- 3 不服申立て等  
(1) この処分について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(3か月目の日又は地方税法第19条の4第1号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで)に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。  
(2) 処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対処した後に提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかにか該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第9号(その2)を次のように改める。

様式第9号(その2)(第5条関係)

督 促 状				(注意事項)	
				<p><b>1 滞納処分</b> この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を行います。</p> <p><b>2 延滞金</b> 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に法律で定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。</p> <p><b>3 不服申立て等</b> (1) この処分について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(3か月目の日又は地方税法第19条の4第1号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで)に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。 (2) 処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して4か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき</p> <p>※ この督促状到達前に完納のときは、行き違いですので、あしからず御了承ください。</p>	
年 度	年度	登録番号	宮崎		
税 目	自動車税種別割	税 額		円	
納 期 限	年 月 日	延 滞 金	法律による金額		
備 考					
右の注意事項をよくお読みの上、上記の金額を至急納めてください。					
年 月 日					
宮崎県 県税・総務事務所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>					

<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">公</span> 宮崎県 領収済通知書 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">et</span> 県 税	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">公</span> 納付書(原符)	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">公</span> 領収証書																																														
口座番号 <input type="text"/> 加入者名 <input type="text"/> 県税総務事務所出納員 <div style="border: 1px solid gray; height: 40px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>	品名 <input type="text"/> 品名 <input type="text"/> 県税・総務事務所出納員	品名 <input type="text"/> 品名 <input type="text"/> 県税・総務事務所出納員																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>自動車税種別割</td> <td>県税総務事務所</td> </tr> <tr> <td>実績年月</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>課税区分</td> <td>指定納期限</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> <td>取りまとめ店</td> <td></td> </tr> </table>	年度	税目	自動車税種別割	県税総務事務所	実績年月				課税区分	指定納期限			合計	円	取りまとめ店		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>自動車税種別割</td> <td>県税総務事務所</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定納期限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	年度	自動車税種別割	県税総務事務所	登録番号			税 額	円		延 滞 金	円		合 計	円		指定納期限	年 月 日		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>自動車税種別割</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>指定納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	年度	自動車税種別割	登録番号		税 額	円	延 滞 金	円	合 計	円	指定納期限	年 月 日
年度	税目	自動車税種別割	県税総務事務所																																													
実績年月																																																
課税区分	指定納期限																																															
合計	円	取りまとめ店																																														
年度	自動車税種別割	県税総務事務所																																														
登録番号																																																
税 額	円																																															
延 滞 金	円																																															
合 計	円																																															
指定納期限	年 月 日																																															
年度	自動車税種別割																																															
登録番号																																																
税 額	円																																															
延 滞 金	円																																															
合 計	円																																															
指定納期限	年 月 日																																															
e L 番号 <input type="text"/>	e L-QR <input type="text"/>																																															
領 取 日 付 印 <input type="text"/>	領 取 日 付 印 <input type="text"/>	領 取 日 付 印 (収入印紙不要) <input type="text"/>																																														
取りまとめ店→加入者(宮崎県・コンビニ本部控)	(金融機関・受付局・コンビニ店舗控)	(納税者(お客さま)控)																																														

別記様式第37号を次のように改める。

様式第37号 (第23条関係)

納 税 証 明 請 求 書

年 月 日

宮崎県 県税・総務事務所長 殿

納税者

住 所 (所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名)	
電 話 番 号	
委 任 欄	<input type="checkbox"/> 私は、下記の者を代理人と定め、納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。

- (注意)
- 1 法人の場合は、代表者の役職及び氏名まで記載してください。
  - 2 委任による請求の場合は、委任状が必要です。ただし、委任欄を使用する場合は不要です。
  - 3 委任事実等の確認のため、納税者本人に電話確認をさせていただく場合がありますので、日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。
  - 4 請求書を偽造したり、不正に使用すると法律により罰せられます。

代理人

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	

※ 交付機関使用欄

- 【来所者 (□本人 □代理人) 確認書類】
- マイナンバーカード  運転免許証
  - 住民基本台帳カード  行政書士証票
  - その他写真付公的証明書 (
  - 健康保険証
  - その他 (

【委任事実確認】

- TEL  同居  車検証  社員証・保険証

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

1 証明書の使用目的 (当てはまる項目に☑を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 入札参加資格	<input type="checkbox"/> 県営住宅入居	<input type="checkbox"/> 融資	<input type="checkbox"/> 補助金申請
<input type="checkbox"/> 経営審査	<input type="checkbox"/> 建設業許可 (変更届を含む。)	<input type="checkbox"/> 確定申告	
<input type="checkbox"/> 酒類販売業免許申請	<input type="checkbox"/> その他 ( )		

2 請求枚数

枚
---

3 請求事項 (当てはまる項目に☑を付け、実績年月等を記入してください。)

証明の種類	税 目	実績年月等
<input type="checkbox"/> 県税の未納がないこと	<input type="checkbox"/> 全税目 (ただし、個人県民税及び地方消費税を除く。)	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 税額、 納付(納入)額、 未納額	<input type="checkbox"/> 法人県民税	年 月 日 ~ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 法人事業税及び特別法人事業税 又は地方法人特別税	年 月 日 ~ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 個人事業税	年 ~ 年
	<input type="checkbox"/> 自動車税種別割	登録番号: (宮崎 ) 年度 ~ 年度
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	年度 ~ 年度
<input type="checkbox"/> その他 ( )		

※ 交付機関使用欄

(宮崎県収入証紙貼付欄)

手数料	円	交付番号	
※代理人請求の場合		<input type="checkbox"/> 委任欄使用	<input type="checkbox"/> 委任状使用
特記事項			

決 裁	所 長	課 長	担 当 リ ー ダ ー	担 当 者

別記様式第68号中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	納 税 者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	

を

別記様式第68号中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	納 税 者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
		電 話 番 号	

に改める。

別記様式第 156号 (その1) 中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	

を

別記様式第156号(その2)中

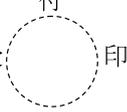
受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
		電 話 番 号	

に改める。

別記様式第 156号 (その2) を次のように改める。

別記様式第156号 (その2) (第55条関係)

不動産取得税減額 (還付) 申請書

付  受印		申 請 者	住 (居) 所 (所在地)		
県税・総務事務所長 殿 年 月 日			氏 名 (名 称)		
			電 話 番 号		
地方税法第73条の24 <sup>第1項</sup> <sub>第2項</sub> (第73条の27第1項) の規定に該当しますので、下記 の不動産取得税の減額 (還付) をしてください。 なお、別紙証明書を添付します。					
取 得 し た 土 地	年 度	納 税 通 知 書 番 号	税 額		
	年度	第 号	円		
	所 在				
	地 目	宅 地 農 地 山 林 その他 ( )			
	地 積	取 得 年 月 日	減 額 ( 還 付 ) 申 請 額		
	m <sup>2</sup>	・ ・	円		
取 得 し た 住 宅	年 度	納 税 通 知 書 番 号	税 額		
	年度	第 号	円		
	新 築 住 宅	新 築 年 月 日	戸 数	床 面 積	
		・ ・		m <sup>2</sup>	
	既 存 住 宅 等	取 得 年 月 日	戸 数	床 面 積	新 築 年 月 日
		・ ・		m <sup>2</sup>	・ ・
還付を受けようとする金融機関	銀行・農協 金庫・その他 ( )		店 所	金融機関コード 支店コード	
預 金 種 別	1 普通預金 (総合口座を含む。)		口 座 番 号		
	2 当座預金 4 貯蓄預金 9 その他				
口 座 名 義 ( 全 て カ タ カ ナ で 記 載 )					

(注 意)

住宅用土地の場合は、建物表題登記の登記申請書及び登記完了証又は登記事項証明書を添付してください。

別記様式第 156号 (その 2 の 2) 中

「 付  
受 ○ 印  
県税・総務事務所長 殿  
年 月 日

申 請 者	住(居)所	
	氏 名	

を

」

「 付  
受 ○ 印  
県税・総務事務所長 殿  
年 月 日

申 請 者	住(居)所	
	氏 名	
	電話番号	

に改める。

」

別記様式第 156号 (その 3) 中

「 付  
受 ○ 印  
県税・総務事務所長 殿  
年 月 日

申 請 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

を

」

「 付  
受 ○ 印  
県税・総務事務所長 殿  
年 月 日

申 請 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	電話番号	

に改める。

」

別記様式第 156号 (その 4) 中

「 付  
受 ○ 印  
県税・総務事務所長 殿  
年 月 日

申 請 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

を

」

「 付  
受 ○ 印  
県税・総務事務所長 殿  
年 月 日

申 請 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	電話番号	

に改める。

」

別記様式第 156号 (その 5) 中

「 付  
受 ○ 印  
県税・総務事務所長 殿

申 請	所 在 地	
	名 称	

を

」

年	月	日	者	代表者氏名
---	---	---	---	-------

「 付 受 印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日 申 請 者 所在地 名称 代表者氏名 電話番号 」 に

改める。

別記様式第 156号の 2 中 「 付 受 印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日 申 請 者 住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称) 」 を

「 付 受 印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日 申 請 者 住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称) 電話番号 」 に改める。

別記様式第 157号を次のように改める。

様式第157号 (第56条関係)

県 受付印		不 動 産 取 得 税 申 告 書				市町村 受付印	
県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 告 者	住(居)所 (所在地)			電 話		
		フリガナ				氏 名 (名称)	
※ 下記の 家屋 土地 を取得したので、宮崎県税条例第38条第1項の規定により申告します。							
家 屋				土 地			
所 在 地				所 在 地			
家 屋 番 号				取 得 年 月 日	年 月 日		
取 得 年 月 日	年 月 日			※地 目	宅地、田、畑、山林、原野、 その他 ( )		
新 築 年 月 日	年 月 日			地 積	m <sup>2</sup>		
※種 類	専用住宅、併用住宅、店舗、事務所、病院、 銀行、倉庫、工場、畜舎、その他 ( )			※取得原因	売買、贈与、交換、寄付、 その他 ( )		
※構 造	木造、ブロック、鉄骨、鉄筋コンクリート、 軽量鉄骨、プレハブ、パイプ			用 途			
※取得原因	新築、増築、改築、移築、売買、贈与、 交換、寄付、その他 ( )			/			
床 面 積	m <sup>2</sup>						

宮崎県税条例第39条の2第1項に規定する軽減措置を受けるための付記事項

※住宅の取得に対する不動産取得税について 課税標準の特例の適用があることの有無	無 ・ 有 … 地方税法第73条の14 第 1 項 該当 3
※土地の取得に対する不動産取得税について 減額の適用があることの有無	無 ・ 有 … 地方税法第73条の24 第 1 項 該当 2 3

上 記 以 外 の 軽 減 措 置 に 関 する 付 記 事 項

※非課税、特例控除、減額等に関する 規定の適用があることの有無	無 ・ 有 … 該当する軽減措置の内容  ( )
------------------------------------	--------------------------------

(注意)

- ※の欄はそれぞれ該当するものを○印で囲んでください。
- この申告書は、原則として、家屋又は土地を取得した日から60日以内に、市町村長を経由して提出してください。正当な事由がなくて申告しなかった場合は、10万円以下の過料が科せられることがあります。
- この申告書の提出により地方税法第73条の14第4項又は第73条の24第5項の申告がなされたものとみなします。
- 詳しいことは県税・総務事務所にお問い合わせください。

別記様式第 160号 (その 1) 中

「 付  
 受 ○ 印  
 県税・総務事務所長 殿  
 年 月 日

申 告 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

を

」

「 付  
 受 ○ 印  
 県税・総務事務所長 殿  
 年 月 日

申 告 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	電 話 番 号	

に改める。

」

別記様式第 160号 (その 1 の 2) 中

「 付  
 受 ○ 印  
 県税・総務事務所長 殿  
 年 月 日

申 告 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

を

」

「 付  
 受 ○ 印  
 県税・総務事務所長 殿  
 年 月 日

申 告 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	電 話 番 号	

に改める。

」

別記様式第 160号 (その 2) 及び別記様式第 160号 (その 3) 中

「 付  
 受 ○ 印  
 県税・総務事務所長 殿  
 年 月 日

申 告 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

を

」

「 付  
 受 ○ 印  
 県税・総務事務所長 殿  
 年 月 日

申 告 者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	電 話 番 号	

に改める。

」

別記様式第 160号 (その4) 中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 告 者	所 在 地	
		名 称	
		代表者氏名	

を

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 告 者	所 在 地	
		名 称	
		代表者氏名	
		電 話 番 号	

に改める。

別記様式第 160号 (その5) 中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 告 者	所 在 地	
		名 称	
		代表者氏名	

を

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 告 者	所 在 地	
		名 称	
		代表者氏名	
		電 話 番 号	

に改める。

別記様式第 160号 (その6) 中

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 告 者	所 在 地	
		名 称	
		代表者氏名	

を

受  印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 告 者	所 在 地	
		名 称	
		代表者氏名	
		電 話 番 号	

に改める。

別記様式第 161号を次のように改める。

様式第161号 (第56条関係)

不動産取得税徴収猶予申請書

付  
受印

県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申 請 者	住 (居) 所			
		フリガナ			
		氏 名			
		電 話 番 号			
		生 年 月 日		続柄	
地方税法附則第12条第1項の規定により、下記のとおり不動産取得税の徴収猶予の適用を受けたいので申請します。					
贈 与 者	住 (居) 所				
	フリガナ				
	氏 名				
農 地 等 の 所 在 地		地 番	地 目	地 積 (㎡)	
贈与年月日		年 月 日	所轄税務署	税務署	
摘 要					

(注) この申請書には、次の書類を添付してください。ただし、贈与税の納期限の延長を受けることとなる受贈者については、この必要はありません。

- (1) 農地等の贈与者及び受贈者が特例の適用を受ける要件に該当している旨の農業委員会の証明書
- (2) 受贈者が贈与者の指定相続人であることを証する書類 (例えば戸籍抄本)
- (3) 贈与の事実を証する書類 (例えば贈与契約書)

別記様式第 161号の 2 中

受 <span style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px;">付</span> 印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	届出者	住(居)所	
		氏名	

を

別記様式第 161号の 2 中

受 <span style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px;">付</span> 印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日	届出者	住(居)所	
		氏名	
		電話番号	

に改める。

別記様式第 161号の 3 中

受 <span style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px;">付</span> 印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日提出	届出者	住(居)所 (所在地)	
		氏名 (名称)	
		死亡した贈与者又は死亡した受贈者との続柄	

を

別記様式第 161号の 3 中

受 <span style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px;">付</span> 印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日提出	届出者	住(居)所 (所在地)	
		氏名 (名称)	
		電話番号	
		死亡した贈与者又は死亡した受贈者との続柄	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

